

鹿児島都市計画都市高速鉄道
JR 指宿枕崎線

第5章 事業の内容



高架切替前夜の軌道切替

第5章 事業の内容

5-1 事業概要

谷山地区連続立体交差事業は、東西の地域分断の解消と谷山駅周辺地区における効果的なまちづくりを図り、谷山地区における都市生活の安全性・快適性の向上を図るなど、都市環境の改善をめざし、平成20年度に鹿児島市を事業主体として着手し、10年にわたる事業期間と約184億円の事業費をかけて、平成29年度に事業を完了しました。

この事業では、東谷山二丁目から慈眼寺町までの約2.7kmの区間において鉄道を高架化することにより、15箇所の踏切を除却し、都市計画道路5路線を含む22路線で道路と鉄道の立体交差化を図りました。

表 5-1 事業内容

項目	内容
事業主体	鹿児島市
都市計画の種類	鹿児島都市計画都市高速鉄道
都市計画の名称	1号九州旅客鉄道株式会社指宿枕崎線
事業地	東谷山二丁目、谷山中央一丁目、谷山中央六丁目、 谷山中央七丁目、下福元町及び慈眼寺町地内
事業延長	工事延長：3,140m 高架化延長：2,725m (起点側盛土部：122m、高架橋部：2,430m、終点側盛土部：173m)
除却された踏切	15箇所 市電上踏切、中村踏切、春田踏切、伊作街道踏切、辻堂第1踏切、 辻堂第2踏切、森永踏切、田辺第1踏切、田辺第2踏切、 陣之平踏切、試験場踏切、大久保踏切、本庄踏切、諏訪踏切、 種ヶ宇都第2踏切
高架化された駅	谷山駅、慈眼寺駅
交差道路	都市計画道路5路線 御所下和田名線、惣福森山線、南清見諏訪線、谷山支所前通線、 北清見薬師堂線 市道17路線 西清見6号線ほか16路線
構造	1線2柱式 ビームスラブ式ラーメン高架橋(支間長10m)
施工方法	仮線方式(永田川橋りょうは別線方式)

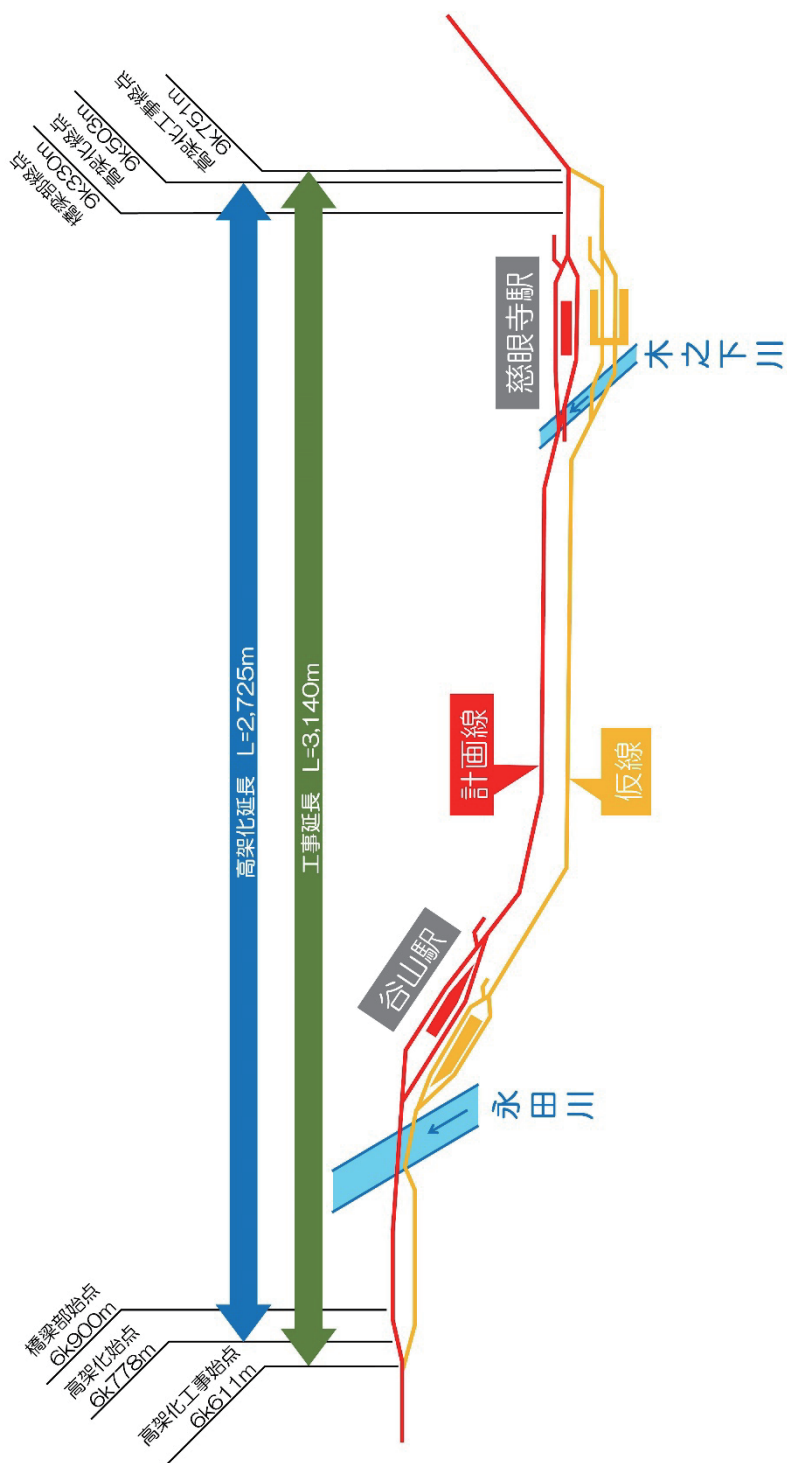


図 5-1 事業区間略図



写真 5-1 谷山神社から高架化区間を臨む



写真 5-2 谷山駅付近から慈眼寺方面を臨む

5-2 都市計画決定及び事業認可

(1) 都市計画決定

①関係機関との協議

県 鹿児島土木事務所	平成 17 年 7 月 15 日 (金)
県 都市計画課	平成 17 年 9 月 20 日 (火)
県 道路建設課	平成 17 年 10 月 6 日 (木)
県 河川課	平成 17 年 10 月 20 日 (木)
九州旅客鉄道株式会社	平成 18 年 3 月 23 日 (木)
九州地方整備局建設部	平成 18 年 5 月 15 日 (月)

②説明会等の開催

・説明会

平成 17 年 11 月 4 日 (金)	19:00~21:10	谷山サザンホール	173 名
平成 17 年 11 月 5 日 (土)	19:00~20:20	高齢者福祉センター	72 名
平成 17 年 11 月 6 日 (日)	14:00~15:50	谷山支所	88 名
平成 17 年 11 月 6 日 (日)	19:00~20:50	エスポワールタナカ	45 名

・公聴会

日 時	平成 18 年 4 月 22 日 (土)		
場 所	鹿児島市役所 谷山支所 4 階 大会議室		
公述者数	1 名		
傍聴者数	82 名		

③案の公告及び縦覧等

案の公告	平成 18 年 5 月 19 日 (金)
縦覧期間	自 平成 18 年 5 月 19 日 (金) 至 平成 18 年 6 月 2 日 (金)
縦覧場所	鹿児島県都市計画課、鹿児島土木事務所、 鹿児島市都市計画課、鹿児島市谷山都市計画事務所
意見書の提出	1 件
意見書の要旨	・高架化の必要性 ・騒音、振動、日照、景観対策についての検証

④鹿児島市都市計画審議会への諮問

諮問年月日 平成18年6月9日（金）

答申の内容 案に異議ありません

⑤鹿児島市の意見

平成18年6月9日付けで、異議のない旨の回答を得ている

⑥鹿児島県都市計画審議会への付議

付議年月日 平成18年6月14日（水）

答申の内容 原案のとおり承認

⑦国土交通大臣の同意

同意年月日 平成18年6月19日（月）（国九整鹿計建第10号）

⑧都市計画決定告示

告示年月日 平成18年7月7日（金）（鹿児島県告示第1163号）

鹿児島県告示第1163号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により次の都市計画を決定した。

なお、当該都市計画の図書を、同法第20条第2項の規定により、鹿児島県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成18年7月7日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 都市計画の種類及び名称

（1）種類 鹿児島都市計画都市高速鉄道

（2）名称 1号九州旅客鉄道株式会社指宿枕崎線

2 都市計画を決定した土地の区域

鹿児島市宇宿三丁目、東谷山一丁目、東谷山二丁目、谷山中央一丁目、谷山中央六丁目、谷山中央七丁目、下福元町及び慈眼寺町の各一部

計 画 書

鹿児島都市計画都市高速鉄道の決定(鹿児島県決定)

都市計画都市高速鉄道を次のように決定する。

名 称		位 置			区 域	構 造		備 考
番号	路線名	起点	終点	主な 経過地	延長	構造 形式	地表式の区間における幹線街路等との交差の構造	
1	九州旅客鉄道株式会社指宿枕崎線	鹿児島市宇宿三丁目	鹿児島市下福元町	鹿児島市谷山中央一丁目	約6,000m			線路線数1 連続立体交差事業
	内 訳	鹿児島市宇宿三丁目	鹿児島市東谷山二丁目	鹿児島市東谷山一丁目	約1,900m	地表式	幹線街路と立体交差2箇所	
		鹿児島市東谷山二丁目	鹿児島市慈眼寺町	鹿児島市谷山中央七丁目	約2,300m	嵩上式		
		鹿児島市慈眼寺町	鹿児島市下福元町	鹿児島市和田二丁目	約1,800m	地表式	幹線街路と立体交差1箇所	
		なお、鹿児島市谷山中央一丁目地内に谷山駅、同市慈眼寺町地内に慈眼寺駅を設ける						

「区域及び構造は、計画図表示のとおり」

理由

谷山地区は、永田川、和田川等下流域沿岸の平坦地、それらを囲む丘陵地、内陸の山間地、臨海部の埋立造成地及び自然海岸から構成され、第四次鹿児島市総合計画において、鹿児島市の副都心、南の玄関口として位置付けられ、重要な役割を担っている。

特に副都心核として位置づけられている谷山駅周辺地区においては、幹線道路の混雑や中心商店街の活力の低下が見られ、中心市街地活性化のための拠点施設の整備やそれに伴う交通の要衝としての交通結節機能の強化、道路網の整備が求められている。

九州旅客鉄道株式会社指宿枕崎線は、鹿児島市の副都心として位置づけられている谷山地区を東西に分断しており、地区における一体的な土地利用や良好な都市環境の形成等を阻害している。また、鉄道を横断する道路では、交通渋滞が生じ、経済活動や市民生活へ大きな影響を与えている。

さらに、「鹿児島都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」では、「JR 谷山駅周辺においては、周辺市街地の再開発と連動した鉄道の高架化に取り組み、総合的な整備を進める。」と位置付けられている。

このようなことから、同路線の JR 谷山駅付近から JR 慈眼寺駅付近までの区間を連続立体交差化することにより、道路交通の円滑化と副都心としての活力を育むまちづくりの推進を図るものである。

(2) 事業認可

①都市計画都市高速鉄道事業の認可

告示年月日 平成19年12月25日（鹿児島県告示第1948号）

鹿児島県告示第1948号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

平成19年12月25日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 施行者の名称

鹿児島市

2 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類 鹿児島都市計画都市高速鉄道事業

(2) 名称 1号九州旅客鉄道株式会社指宿枕崎線

3 事業施行期間

平成19年12月25日から平成29年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

鹿児島市東谷山二丁目、谷山中央一丁目、谷山中央六丁目、谷山中央七丁目、下福元町及び慈眼寺町地内

(2) 使用の部分

鹿児島市東谷山二丁目、谷山中央一丁目、谷山中央六丁目、谷山中央七丁目及び下福元町地内

②都市計画都市高速鉄道事業の事業計画の変更認可

告示年月日 平成27年3月31日（鹿児島県告示第296号）

鹿児島県告示第296号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成27年3月31日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 施行者の名称

鹿児島市

2 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類 鹿児島都市計画都市高速鉄道事業

(2) 名称 1号九州旅客鉄道株式会社指宿枕崎線

3 事業施行期間

平成19年12月25日から平成30年3月31日まで

(変更前平成29年3月31日まで)

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

